

「わかりやすい」版パンフレットを用いた ワークショップを実施する際の留意点

●効果的な情報伝達のために

知的障害者は、活字情報を理解することが難しいといわれます。「わかりやすい版」はそうした困難を、ある程度軽減することができます。

しかし、「わかりやすい版」を自力で読み、完全に理解できる知的障害者ばかりではありません。「わかりやすい版」をもとに、口頭でわかりやすい説明がされること、あるいは知的障害者自身が知識と自分自身の経験を結び付けるような考える機会をつくることで、さらに理解が促進されます。

法や制度は、障害のある本人が理解することが特に難しい領域です。法や制度の告知や、その内容の理解のためには、「わかりやすい」パンフレットを用いた学習機会をもうけることが重要です。以下では、今回作成された「わかりやすい版」パンフレットを用いて、実際に法律に関する啓発を行う際のワークショップの手順や注意事項についてまとめます。

この冊子は、厚生労働省平成 27 年度障害者総合福祉推進事業により社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会が作成したものです。

冊子内で「パンフレット」という場合は本事業において作成した障害者総合支援法ないし障害者虐待防止法の知的障害者向け（わかりやすい版）パンフレットを指し、その他資料も特に断りの倍場合は本事業において作成したものを指します。

I. 障害者総合支援法ワークショップ

【準備物】

▼障害者総合支援法パンフレット・わかりやすい版(巻末のウェブサイトにて入手可)

▼司会進行用のスライド資料(同)

▼ワークシート(添付資料1) 1人1枚・人数分

▼意思表示カード(「○」「×」「?」など) 1人1組・人数分

※カードは、表裏に同じマークを印刷すること(提示している時に自分が回答した内容を自分でも見て分かるようにするため)

▼筆記用具等

【所要時間】 60～90分(適宜休憩を含む)

1. 主旨説明(3～5分程度)

今日の学習は何を目的としているのか、どのような内容を扱うのか、どういう学習方法で行うのか(グループで話し合いをするなど)について説明し、疲れたときやつらくなった時には休んでよいことを伝えます。

2. アイスブレイク／導入(15分程度)

参加者同士や、参加者と支援者のコミュニケーションがスムーズになるよう、自己紹介や簡単なレクリエーション等を行います*1。

【支援者・進行役の留意点】

▼アイスブレイクの内容は、参加者の障害程度や人数に応じて決めてください。

他己紹介(ペアになった相手の紹介をする)、サイコロトーク、なんでもバスケットなど、お互いを知り合えるものが良いでしょう。

▼パンフレットの内容に入りやすいよう、「支援」「福祉サービス」に関連する具体的な質問などを用意しておきましょう。

▼質問は、はい／いいえや、「○」「×」で答えられる質問をなるべく多く用意しておきます。また質問内容は、参加者の障害の程度や状況に応じて適宜変更し

てください。

【質問の例】

- ▼どんな仕事をしていますか？
- ▼グループホームに住んでいますか？
- ▼どうやってワークショップ会場まで来ましたか？ 支援者に送って来てもらいましたか？

3. パンフレット内容の説明 [p2-3] (10分程度)

パンフレットおよびスライド資料を用いて、支援や福祉サービスを利用している実例を紹介します。

【支援者・進行役の留意点】

- ▼参加者にとって支援を身近に感じてもらえるよう、サービスを紹介するたびに、参加者の中で、そのサービスを利用している人がいるかどうかを尋ねます。利用している人がいれば、その人に質問をする、その人に自分の支援状況を話してもらってください。

4. グループワーク① (10分程度)

パンフレット p2-3 の 3 例から興味をもったケースを選び、それぞれ 3 グループに分かれます（「生活介護」「就労移行支援」「グループホーム」）。

「自分もこの支援を使いたい」「すでに同じ支援を使っている」など、自分の意見や経験をグループ内で出します。

【支援者・進行役の留意点】

- ▼各グループに 1 名以上、話し合いを進行できる支援者、または障害当事者ファシリテーターを配置するようにします。
- ▼話し合いが進行しにくい場合は、一人ずつ「自分と近いと思ったところはどこか」「同じ支援を受けてみたいか」などの質問をして、意見を聞いてみてください。

5. パンフレット説明 [p4-5, p6-7] (10分程度)

パンフレットおよびスライド資料を用いて、総合支援法で提供されるサービスの具体的な内容について紹介します。

また、それらをどうやって申し込むのか、どうなるとサービス提供に至るのかを、パンフレットの流れに沿って説明します。

【支援者・進行役の留意点】

- ▼説明が長く続く際は、司会者の説明が冗長にならないよう、質問を入れる、「○」「×」「？」カードで理解の確認を行うなどして、参加者の主体的な参加を意識してください。

6. グループワーク② (15分程度)

パンフレット p4-5、p6-7 の内容を確認し、参加者自身がこれらの内容を理解しつつ、「自分自身が支援を使って生活を実現する」ための、支援を利用することに関する話し合いを行います（添付資料、ワークシート参照）。

ワークシートに書かれている質問事項を中心に、グループで意見を出し合います。一人ひとりがワークシートに自分自身の今後について書きこみ、自分の考えや目標をまとめます。

【支援者・進行役の留意点】

- ▼ワークシートを参加者人数分配布します。
- ▼各グループに 1 名以上、話し合いを進行する支援者、または障害当事者ファシリテーターを配置します。もし支援者の人数が足りるようなら、参加者と支援者のペアワークとして実践してください。
- ▼ワークシートに自分で書き込むことが難しい参加者がいる場合は、書ける参加者や支援者が一緒にグループを組み、インタビュー形式で聞き取るなどしてみてください。
- ▼サービスの種類がわからないときは、パンフレットの p4～5 を参照してください。
- ▼全体の進行役は、この時各グループを回って様子を確認してください。

【話し合う内容】

- ▼今、支援やサービスを利用しているかどうか

- ▼これからの生活でやってみたいこと、取り組みたいこと、支援者と一緒にできるようになりたいこと
- ▼これから自分の希望を実現するために、利用したいサービスの内容や種類
- ▼これからめざしていくこと（中・長期的目標）

7. パンフレットの内容の確認（10分程度）

パンフレットの内容を確認し、p8のQ&Aを、スライドを用いて確認します。

最後に、パンフレットp8下部の「障害者総合支援法は、障害のある人の希望する暮らしを実現するためにあります。あきらめたり、がまんしたりせずに、まずは相談をしてみてください」というメッセージを確認します。

【支援者・進行役の留意点】

- ▼パンフレットの各ページに書いてある内容を確認したうえで、Q&Aを確認してください。
- ▼質疑応答の時間をとってください。

8. 総合支援法ワークショップ・全体的な留意点

- ▼参加者の人数は20～25人くらいまでが適当です。4～6人で一つのグループを作ります。支援者は、グループワークや話し合いの各グループを見守れる人数が最低限必要です。
- ▼p2-3の実例は、参加者の年齢や生活形態に即したものに変更したほうが、よりわかりやすくなります。実際に支援を使っている人に話をしてもらうなど、参加者の具体的な事例などに変更してください。その場合は、その後のグループワーク①も、内容に合わせて変更してください。
- ▼「支援」を利用することを身近に感じてもらえるよう、参加者同士の経験談や意見交換を重視してください。

Ⅱ．障害者虐待防止法ワークショップ

【準備物】

- ▼障害者虐待防止法パンフレット・わかりやすい版(巻末のウェブサイトにて入手可)
- ▼司会進行用のパワーポイント(同)
- ▼配布資料(添付資料2)
- ▼意思表示カード(「○」「×」「?」など) 1人1組・人数分
※カードは、表裏に同じマークを印刷すること(提示している時に自分が解答した内容を自分でも見て分かるようにするため)
- ▼ロールプレイの役を示すネームプレート等
- ▼筆記用具等

【所要時間】 60～90分(適宜休憩を含む)

1. 主旨説明(3～5分程度)

今日の学習は何を目的としているのか、どのような内容を扱うのか、どういう学習方法で行うのか(グループで話し合いをする等)について説明し、疲れたときやつらくなった時には休んでよいことを伝えます。

2. アイスブレイク～導入(15～30分程度)

参加者同士や、参加者と支援者のコミュニケーションがスムーズになるよう、レクレーションを兼ねたアイスブレイクを行います。

特に、虐待に関する学習会では、つらかった体験を考えたり、語ることができたりする雰囲気づくりが大切であることから、リラックスできるようにアイスブレイクを工夫します。

添付資料に沿って行う場合は、他己紹介を行います。その際に、虐待に関する内容を想起しやすいよう、「虐待」「いやだなと思うことをされた経験」に関連する話をペアで行います。そのあと、それらのエピソードを全員の前で紹介し、参加者全体で共有します。このほか、アイスブレイクの後に、職場でいやな目に遭ったことがあるか、家族からひどいことを言われたことがあるかといった質問に○×カードで答えて

もらい、同じような体験をした人が参加者の中に複数いることを確認し、本題への導入とすることもできます。

【支援者・進行役の留意点】

- ▼参加者同士の交流を促すような声掛けを行ってください。
- ▼「虐待」や「いやだな」と思ったことについて、心理的に答えにくい場合は、そういう経験があるかどうかを確認するにとどめてもらっても構いません。

3. ロールプレイ（15分程度）

実際の虐待場面を想定した虐待事例の脚本に沿って、参加者自身が支援者・被虐待者等を演じるロールプレイを行います。（参照：添付資料 2、p4～6）

【支援者・進行役の留意点】

- ▼ロールプレイは参加者自身で行うことを前提とします。支援者は状況説明や、進行を見守ることに徹してください。参加者だけで行うことがどうしても難しい場合は、支援者と一緒に行うなどしてください。

4. グループワーク（20分程度）

4～6人程度の小グループにわかれて、ロールプレイの感想や、「虐待」とは何かについて、それぞれの意見を出して話し合います。

【支援者・進行役の留意点】

- ▼各グループに1名以上、話し合いを進行できる支援者、または障害当事者ファシリテーターを配置します。
- ▼「虐待」に対して考えられるような声掛けや質問を行い、一人ひとりの意見を引き出してください。

【話し合う内容】

- ▼ロールプレイの感想（やってみて感じたこと、見ていて思ったこと）
- ▼自分が「虐待」されたと思わなければ、何をされても「虐待」にならないか？
- ▼障害のある人の家族や支援者は、「虐待」することがあるかどうか？

5. パンフレットの内容の確認 (15分程度)

話し合った内容を確認し、自分がどういう行動を取ったらよいのかについて理解できるようにします。

まず、スライドとパンフレットを用いて、p2~3の虐待の種類や、「虐待」の定義を確認します。

その後、パンフレットP4「虐待されたらどうする？」の1~3の手順を確認します。その際、自分なら相談できるか、通報できるか、などの質問を行い、○×カードを上げてもらって確認をします。

【支援者・進行役の留意点】

- ▼虐待の種類や、「いやだ」と思ったら虐待であるという定義を伝えます。あわせて、虐待に対して「いやだ」「やめて」と声をあげてもいい、ということを強調してください。
- ▼手順の説明時には、どんな理由があっても「虐待」はいけないことであること、「虐待」されたら「相談」してくださいというメッセージを確認してください。
- ▼質疑応答の時間をとってください。

6. 虐待防止法ワークショップ・全体的な留意点

- ▼参加者の人数は20~25人くらいまでが適当です。支援者は、グループワークや話し合いの際に各グループに1人程度の人数が最低限必要です。
- ▼「虐待防止法」の内容の啓発と同時に、参加者が虐待に対して声を上げるというエンパワメントの要素を意識してください。
- ▼被虐待者が参加する場合、フラッシュバック等が起こる場合を想定して、虐待事例をよく知っている支援者や心理職関連の職員等が見守る中で実施するようにしてください。また、必要に応じて、休憩場所を用意するなどしてください。
- ▼ロールプレイ時の脚本は、参加者の経験の中から企画するなど、参加者の実感に沿って理解できるよう、必要に応じて適宜変更してください。可能であれば、参加者の中で意見を出し合い、ワークショップ前に台本を準備しておくとうよいでしょう。
- ▼本ワークショップは、「Taking Charge!」を参照しています*2。

Ⅲ. ワークショップの応用・展開について

知的障害の特性によって、全体を説明してから部分について考えることが難しい場合や、短い時間の中で全体を把握することが難しい場合には、パーツごとに分けて学習を行うという方法もあります。

例えば、①総合支援法については、1回目は居住支援について、2回目は就労支援についてというようにじっくり取り組み、最終回の全体まとめとして上記Ⅰに記した方法でワークショップを行うというやりかた、②ビデオ等の視聴覚教材を用い、ビデオを見てから、その中で使われていたサービスについてⅠのパンフレットを参照しながら学ぶというやり方、があります。

虐待防止については、ロールプレイとグループワークの時間を使って、虐待の種類を解説し、その種類ごとに見たり聞いたりしたことがあるか、自分が体験したかどうかについてグループで話し合いをしてから、パンフレット内容の確認につなげることもできます。

[注釈]

*1 以下の書籍が参考になります。社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会みんなで知る見るプログラム開発委員会編（2013）『自分の障害を知る・可能性を見る ～みんなで知る見るプログラム～』社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

*2 『Taking Charge!』は、イリノイ州立大学シカゴ校・障害と人間発達学部「虐待と障害イニシアチブ」研究チームの、アドボカシーとエンパワメント・プロジェクト主任研究者であるナンシー・フィッツシモンズ・コヴァ氏が1997-2000年に開発した「障害者や支援者向けのアドボケイト」の翻訳を基に、P&A Japanが2001年7月に「日本版アドボケイトテキスト」として製作したものです。虐待に対して「あきらめない」ことを目的としたセルフ・アドボカシーとしての学びの機会であり、また参加者自身や支援者・家族のエンパワメントを意図しています。

[資料]

本事業で作成した資料（パンフレット等を含む）は、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会または全国手をつなぐ育成会連合会のホームページにて入手できます(2016年4月下旬予定)。

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 <http://www.osaka-ikuseikai.or.jp>

全国手をつなぐ育成会連合会 <http://zen-iku.jp>

資料1・ワークシート

ペアワーク：支援・福祉サービスを利用してみよう

ねん 年 がっ 月 にち 日

サービスを利用する人のお名前：

ねん 年 がっ 月 にち 日

せいねんがっぴ 生年月日：

療育手帳の区分（わかれば）：

○いま、支援やサービスを利用していますか？ どのような支援やサービスを利用していますか？

○これからの生活でやってみたいこと、取りくみしたいこと、支援者と一緒に行きたいことは、ありますか？

○あなたの希望を実現するために、利用する支援・福祉サービスはどれか、ペアで確認し チェックしましょう。

- 生活介護・地域活動支援センター
- 就労移行支援・就労継続支援
- グループホーム
- 施設入所
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 相談支援
- 移動支援（ガイドヘルパー）
- 短期入所（ショートステイ）

○これからめざしていくことを話し合いましょう

	自分の目標	目標を実現するために 支援者が手伝うこと
3か月後		
1年後		
5年後		

虐待防止ワークショップ

さんかたいけんがたがくしゅうかい
参加体験型学習会

あきらめない!

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうし
「障害者虐待防止法」を知っていますか？

ぎやくたい おも
・・・これって虐待？ と思ったら・・・

はな そうだん たむ
話しやすい人に相談しましょう！ 立ち向かいましょう！

たす
きっと、助けてくれる ところがあります！

どうしたらいいか みんなで輪になって、

わいわいと 楽しく まなびましょう

へいせい ねん がつ にち にちようび ごご じ
平成28年 2月28日（日曜日） 午後2時 から4時

大阪ともだちの会 さくら会 しらさぎ・ネスト 交流会

きょう 今日 みんなで すること

☆ みんなと 知り^し合^あいになろう

ふたり 二人でひと組^{くみ}になって、相手^{あいて}のことを きこう
相手^{あいて}のことを みんなに しょうかい しよう

☆ ロールプレイ (劇^{げき}) をしよう

☆ グループで 話^{はな}し合^あいましょう

☆ さいご 最後に みんなで 復^{ふく}習^{しゅう}しましょう

☆ みんなと ^し知り^あ合いになろう
聞き取りシート

お名前^{なまえ}は？

どこの会^{かい}（さくら会・ネスト・大阪ともだちの会）ですか？

あなたの家族^{かぞく}や あなたが ^{はたら}働いている ^{じぎょうしょ}事業所^{かいしゃ}や ^{ひと}会社の人から
“いやだなあ” “やめてほしいな” ^{おも}と思うことを、されたことは
ありますか？ それは どんなことですか？

そんなときに ^{そうだん}相談する ^{あいて}相手はいますか？ それは ^{だれ}誰です
か？

☆ ロールプレイ (劇) をしよう

まず、見本を みてください

ロールプレイ (劇) その1
でてくる人
・主人公 Aさん
・職場の係長
・職場の主任

係長：Aさん がんばっているか。

Aさん：はい！がんばってます。

係長：君も だいぶ 仕事になれてきたな。ところで 今日中に 納品しないと
いけない 部品があるから 主任のところに 行って 手伝ってくれ！

Aさん：・・・

係長：簡単な 仕事やから すぐにできる。はよ 主任のところに 行ってくれ！

Aさん：はい・・・分かりました。

主任：そんなとこで ポーツとしてたら ジャマやないか。なんか用事か？

Aさん：係長さんから 主任さんの 仕事を 手伝えと 言われました。

主任：そうか。そしたら この仕事 してくれるか。

主任：お前 こんなんも できへんのか！しゃあないな、こないするんや。
早よせんかい！

Aさん：主任さん、もう1回、教えてください。

主任：しゃあないな、もう1回してみるから ちゃんと 見て覚えや！

Aさん：すいません。この部品の組み立ては 初めてやから、もっと ゆっくり
教えてください。

主任：何回 教えたら ええんや！

Aさん：すいません。

主 任：お前 こんなんも でけへんのか！どんくさいな！お前なんかいらんわ！
こんなことも でけへんのやったら、仕事なんか やめてしまえ！

*話し合いましょう！

この時 Aさんは どのように 思った でしょうか？

ロールプレイ（劇）その2

出てくる人 主人公 Aさん
Aさんの おかあさん
ナレーター

ナレーター：Aさんは、いつか 一人暮らしを したいと 思っています。
そのためには、自分で お金を管理しないと いけないと 考えました。
今までは お金のことは おかあさんに 任せていましたので、
自分のお金が いくらあるのか きいてみることにしました。

Aさん：私、一人暮らしを したいなって 思ってたねん。

おかあさん：え？ 一人暮らし？

Aさん：一人暮らしを するためには お金があると思うねん。

私の年金のお金が入っている 通帳は どこにあるの？

おかあさん：一人暮らしなんて！何を 言いだすのよ。

あなたに 一人暮らしなんて 無理ですよ！

この家で くらせば いいじゃない。

それに、あなたの年金のお金で この家のローンも はらっているのよ。
ローンが はらえなくなると こまるでしょ。

Aさん：そやけど、私の年金は、今どれくらいあるの？

おかあさん：お金があるの？ 欲しいものがあるなら 言いなさい。

おかあさんが なんでも 買ってあげるからね！

もう、一人暮らしなんて 言うんじゃないですよ。

Aさん : …

(Aさんの ^{こころ} ^{こえ} 心の声) おかあさんに ^{ひとりぐ} 一人暮らしは ^{はんたい} 反対されてしまったなあ・・・
^{わたし} ^{ねんきん} 私の年金で ^{いえ} この家のローンを ^{はら} 払っているって どういうこと？
^{わたし} ^{かね} ^{のこ} 私のお金は ^{のこ} 残っているのかなあ？

Aさんは、これから どうしたら いいでしょうか？

* 話し合しましょう！

みなさんは、こんな ^{けいけん} 経験 ありませんか ？

ロールプレイその1も、ロールプレイその2も 「虐待」です！
ロールプレイその1は、^{しんりてきぎゃくたい} 「心理的虐待」
ロールプレイその2は ^{けいざいてきぎゃくたい} 「経済的虐待」
そのほかにも ^{ぎゃくたい} 虐待には、^{しんたいてきぎゃくたい} 「身体的虐待」
^{せいてきぎゃくたい} 「性的虐待」
^{ほうき} ^{ほうち} 「ネグレクト（放棄・放置）」ほったらかしに ^{されること} されることが、あります。

あなたは こんなことが あったら どうしますか？

どうしたらいいか みんなで ^{はな} ^あ 話し合しましょう！

^{はな} ^あ ^{まえ} ^{しつもん} 話し合いの前に、質問です

^{しつもん} ^{じぶん} ^{ぎゃくたい} ^{おも} 質問1 自分が「虐待」されたと 思わなければ、どんなことをされても、それは「虐待」ではない。

^{しつもん} ^{しょうがい} ^{ひと} ^{かぞく} ^{しょうがい} ^{ひと} ^{しえん} ^{ひと} 質問2 障害のある人の 家族や、障害のある人を 支援している人は、
^{しょうがい} ^{ひと} ^{たいせつ} ^{おも} ^{ぎゃくたい} 障害のある人のことを 大切に 思っているので、「虐待」することは ない。

それは、「しつけ」や「^{くんれん} 訓練」だ！

では、グループで、ロールプレイ をして、^{かんそう} ^{けいけん} 感想や 経験を ^{はな} 話し合しましょう。^あ ^{しつもん} ^{かいとう} 質問の 回答も グループで ^{はな} ^あ 話し合ってください。

きょう
今日のまとめ・・・

①あなたを ^{まも}守ってくれるはずの人が ^{ひと}ひどいことをしてきたら、
それは「^{ぎゃくたい}虐待」かもしれません。どんなことが「^{ぎゃくたい}虐待」かを知
^{じぶん}って、自分の^{けんり}権利を ^{まも}守りましょう！

②どんな理由^{りゆう}があっても、「^{ぎゃくたい}虐待」は いけません。

「^{ぎゃくたい}虐待」は、なかったことに **できません！**

あなたは、^{わる}悪くありません。

こわがらないで、あなたが ^{はな}話しやすい人に ^{ひと}相談 ^{そうだん}して、
「^{ぎゃくたい}虐待」を **やめさせましょう！**

③「^{ぎゃくたい}虐待」されているのを見^みたときも、あなたが ^{はな}話しやすい人
に、^し知らせましょう！

しょうがい ^{ひと}障害のある人を「^{ぎゃくたい}虐待」から^{まも}守る ^{ほうりつ}法律があります。

それが、「^{しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう}障害者虐待防止法」です！

★ あきらめずに ^{そう}相 ^{だん}談 しよう！

相談 ^{そうだん}するところがあります！

解決 ^{かいけつ}する ^{ほうほう}方法があります！